

令和3年第4回春日井市議会定例会提出議案目次〔V〕

議案番号	議 題	
第64号議案	令和3年度春日井市一般会計補正予算（第5号）……………	1
第65号議案	令和3年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）……………	6
第66号議案	令和3年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予 算（第1号）……………	8
第67号議案	令和3年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 1号）……………	10
第68号議案	春日井市個人情報保護条例の一部を改正する条例につい て……………	12
第69号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について……………	14
第70号議案	春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例の一部 を改正する条例について……………	17
第71号議案	春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例の一部を改正する条例について……………	20
第72号議案	春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例につ いて……………	22
第73号議案	春日井市特定都市河川浸水被害対策に関する条例の一部 を改正する条例について……………	24
第74号議案	市道路線の認定について……………	26
第75号議案	東部調理場新調理棟整備工事（建築）の請負契約につい て……………	27
第76号議案	東部調理場新調理棟整備工事（電気）の請負契約につい て……………	28
第77号議案	東部調理場新調理棟整備工事（機械）の請負契約につい て……………	29
第78号議案	高蔵寺駅南口駅前広場上屋新築工事の請負契約について…	30
第79号議案	財産の処分について……………	31
第80号議案	グリーンパレス春日井事務用品の取得について……………	32
第81号議案	屋内遊具等の取得について……………	33

第82号議案	令和2年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	34
報告第28号	令和2年度春日井市一般会計継続費の精算について……………	35
報告第29号	令和3年度春日井市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について……………	39
報告第30号	（仮称）朝宮公園多目的総合運動広場整備工事の変更契約の専決処分について……………	52

第 64 号議案

令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度春日井市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 737,905 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110,929,766 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		1,820,000	174,782	1,994,782
	1 地方交付税	1,820,000	174,782	1,994,782
16 国庫支出金		18,437,204	106,086	18,543,290
	2 国庫補助金	3,710,568	106,086	3,816,654
17 県支出金		7,510,514	60,917	7,571,431
	2 県補助金	2,014,896	60,917	2,075,813
20 繰入金		4,132,841	△ 963,425	3,169,416
	1 繰入金	4,132,841	△ 963,425	3,169,416
21 繰越金		1	45,998	45,999
	1 繰越金	1	45,998	45,999
22 諸収入		3,549,656	20,547	3,570,203
	5 雑入	2,632,453	20,547	2,653,000
23 市債		13,262,700	1,293,000	14,555,700
	1 市債	13,262,700	1,293,000	14,555,700
歳入合計		110,191,861	737,905	110,929,766

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,294,067	23,000	12,317,067
	1 総務管理費	10,450,877	23,000	10,473,877
3 民生費		47,499,422	134,194	47,633,616
	1 社会福祉費	24,360,008	74,194	24,434,202
	2 児童福祉費	17,755,662	60,000	17,815,662
7 商工費		2,466,115	80,000	2,546,115
	1 商工費	2,466,115	80,000	2,546,115
8 土木費		12,417,779	60,211	12,477,990
	3 河川費	1,350,626	16,680	1,367,306
	4 都市計画費	7,600,861	43,531	7,644,392
9 消防費		2,645,647	149,500	2,795,147
	1 消防費	2,645,647	149,500	2,795,147
10 教育費		11,369,672	291,000	11,660,672
	3 中学校費	1,261,086	291,000	1,552,086
歳出合計		110,191,861	737,905	110,929,766

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	落合公園利活用方針検討業務	7,000
民生費	児童福祉費	藤山台保育園建替用地造成工事	60,000
土木費	都市計画費	西部第一土地区画整理事業	16,000
		西部第二土地区画整理事業	16,000
		名鉄春日井駅周辺整備事業	25,894

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補 正 前			補 正 後					
		限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
民生債	児童福祉 施設整備 事業	277,900	普貸又証発 通借は券行	4.0%以 内(ただ し、利率 見直し 方式で 借り入 れる政 府資金 及び地 方公共 団体金 融機構 資金に ついて 、利率 の見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率)	政府そ 他の金 融機関 の資金 につい ては、 その融 資条件 による 。ただ し、財 政の都 合に より据 置期限 及び償 還期限 を短縮 若しくは 繰上償 還又は 低利に 借り換 えるこ とができる。	331,900	補前同	正にじ	補前同	正にじ
土木債	都市計 画事業	1,767,600				1,806,600				
消防債	消防施設 整備事業	203,700				315,800				
教育債	義務教育 施設整備 事業	868,900				1,013,600				
臨時 財政 対策債	臨時財政 対策	4,000,000				4,943,200				

第 65 号議案

令和 3 年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度春日井市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 354,071 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,839,135 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		0	354,071	354,071
	1 繰越金	0	354,071	354,071
歳入合計		24,485,064	354,071	24,839,135

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		144	354,071	354,215
	1 基金積立金	144	354,071	354,215
歳出合計		24,485,064	354,071	24,839,135

第 66 号議案

令和 3 年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 125,917 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,756,314 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	125,917	125,917
	1 繰越金	0	125,917	125,917
歳入合計		5,630,397	125,917	5,756,314

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		5,433,182	125,917	5,559,099
	1 後期高齢者 医療広域連合 納付金	5,433,182	125,917	5,559,099
歳出合計		5,630,397	125,917	5,756,314

第 67 号議案

令和 3 年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度春日井市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 847,584 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,486,261 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		3,849,977	5,156	3,855,133
	1 一般会計 繰入金	3,457,059	5,156	3,462,215
8 諸収入		3,096	13,159	16,255
	1 雑入	3,096	13,159	16,255
9 繰越金		0	829,269	829,269
	1 繰越金	0	829,269	829,269
歳入合計		23,638,677	847,584	24,486,261

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		57	598,486	598,543
	1 基金積立金	57	598,486	598,543
5 諸支出金		10,000	249,098	259,098
	1 償還金	10,000	249,098	259,098
歳出合計		23,638,677	847,584	24,486,261

第 68 号議案

春日井市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

春日井市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市個人情報保護条例の一部を改正する条例

春日井市個人情報保護条例（平成14年春日井市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。次号において「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第5条第6号において「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市長が規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第5条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

第34条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 69 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「14 証明等手数料」の表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付の項を削り、同表母子家庭等における家庭生活支援員の派遣の項中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改め、同項の次に次のように加える。

多胎児育児家庭における家庭生活支援員の派遣		1時間	300円以内で市長が定める額	
-----------------------	--	-----	----------------	--

附 則

この条例は、令和3年10月15日から施行する。ただし、別表「14 証明等手数料」の表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付の項を削る改正規定及び同表母子家庭等における家庭生活支援員の派遣の項の改正規定は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新たに多胎児育児家庭における家庭生活支援員派遣に係る手数料を設ける等のため必要があるからである。

第 70 号議案

春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例の一部を改正する
条例について

春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例の一部を改正する 条例

春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例（令和2年春日井市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

第6条に次の1項を加える。

- 2 学校長は、当該学校に在籍する自転車通学者に対し、乗車用ヘルメットの着用について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第8条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 事業者は、その管理する自転車をその従業員が利用するときは、その従業員に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その自転車通勤者に対し、乗車用ヘルメットの着用について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第9条に次の1項を加える。

- 3 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全な利用について、助言するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、自転車利用者に係る乗車用ヘルメットの着用について規定を整備するため必要があるからである。

第 71 号議案

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年春日井市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 72 号議案

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

春日井市自転車等駐車場条例（昭和56年春日井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2 春日井市勝川駅北第2 自転車・バイク駐車場の項中「春日井市角崎町107番地1」を「春日井市角崎町107番地6」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、勝川駅北第2 自転車・バイク駐車場の地番を変更するため必要があるからである。

第 73 号議案

春日井市特定都市河川浸水被害対策に関する条例の一部を改正する
条例について

春日井市特定都市河川浸水被害対策に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市特定都市河川浸水被害対策に関する条例の一部を改正する条例

春日井市特定都市河川浸水被害対策に関する条例（平成17年春日井市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第3項」を「第38条第3項」に、「第24条第1項」を「第45条第1項」に改める。

第5条中「第17条第3項」を「第38条第3項」に改める。

第6条中「第24条第1項」を「第45条第1項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 74 号議案

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月9日提出

春日井市長 伊 藤 太

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	8031号線	東山町字東山	
		東山町字東山	
2	8032号線	大泉寺町字大池下	
		大泉寺町字大池下	

第75号議案

東部調理場新調理棟整備工事（建築）の請負契約について

東部調理場新調理棟整備工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月9日提出

春日井市長 伊藤 太

- 1 工 事 名 東部調理場新調理棟整備工事（建築）
- 2 契 約 金 額 1, 3 7 9, 1 8 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 T S U C H I Y A ・ 服 部 工 務 店 特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体
代表者 春日井市松河戸町1463番地
T S U C H I Y A 株 式 会 社 春 日 井 営 業 所
構 成 員 春 日 井 市 庄 名 町 字 池 下 8 0 4 番 地 1
株 式 会 社 服 部 工 務 店
- 4 工 事 内 容 鉄骨造2階建
建築面積 2, 5 4 2. 7 3 m²
延べ面積 3, 0 4 7. 3 3 m²

第76号議案

東部調理場新調理棟整備工事（電気）の請負契約について

東部調理場新調理棟整備工事（電気）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月9日提出

春日井市長 伊藤 太

- 1 工 事 名 東部調理場新調理棟整備工事（電気）
- 2 契 約 金 額 312,290,000円
- 3 契約の相手方 野里・ACT-1 特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市天白区野並一丁目115番地
野里電気工業株式会社名古屋支店
構成員 春日井市細木町2丁目118番地
株式会社ACT-1
- 4 工 事 内 容 電気設備工事一式

第 77 号議案

東部調理場新調理棟整備工事（機械）の請負契約について

東部調理場新調理棟整備工事（機械）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 東部調理場新調理棟整備工事（機械）
- 2 契 約 金 額 7 1 2, 3 0 3, 9 0 0 円
- 3 契約の相手方 丸水・本間特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町 7 丁目 53 番地
丸水設備株式会社
構成員 春日井市妙慶町 2 丁目 119 番地
株式会社本間工業
- 4 工 事 内 容 機械設備工事一式

第 78 号議案

高蔵寺駅南口駅前広場上屋新築工事の請負契約について

高蔵寺駅南口駅前広場上屋新築工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 高蔵寺駅南口駅前広場上屋新築工事
- 2 契 約 金 額 1 6 2, 8 2 7, 5 0 0 円
- 3 契約の相手方 春日井市小木田町278番地
岐建株式会社春日井営業所
- 4 工 事 内 容 上屋新築工事一式

第 79 号議案

財産の処分について

次の財産を処分したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 場 所 春日井市味美西本町字石塚1872番地
- 2 物 件 建物
鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき平家建
床面積 849.36㎡
- 3 処分価格 85,690,000円
- 4 契約の相手方 春日井市六軒屋町4丁目18番地
株式会社ファイントラスト

第 80 号議案

グリーンパレス春日井事務用品の取得について

次のとおりグリーンパレス春日井事務用品を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 物 品 内 容 | 会議室用机及び椅子等 |
| 2 取 得 価 格 | 21,998,735円 |
| 3 契約の相手方 | 春日井市東野町1丁目1番地16
有限会社カジウラビジネス |

第 81 号議案

屋内遊具等の取得について

次のとおり屋内遊具等を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 物 品 内 容 屋内遊具等（春日井市子ども屋内遊び場初度調弁）
- 2 取 得 価 格 1 6 1, 2 2 8, 4 6 3 円
- 3 契約の相手方 東京都渋谷区神宮前一丁目 3 番 12 号
株式会社ボーネルンド

第 82 号議案

令和 2 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金 809,961,135 円のうち 294,423,620 円を資本金に組み入れ、515,537,515 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

報告第 28 号

令和 2 年度春日井市一般会計継続費の精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 2 項の規定により継続費の精算を次のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

令和2年度春日井市一般会計継続費精算報告書

款項	事業名	年度	全体計画 (A)					実	
			年割額	左の財源内訳			支出済額	左	
				特定財源		一般財源		特	
				国・県支出金	地方債				その他
土河川	熊野桜佐地区 雨水1号 調整池整備	30	160,000,000	56,000,000	93,600,000		10,400,000	57,542,000	25,200,000
		元	850,000,000	297,500,000	497,200,000		55,300,000	370,406,576	134,600,000
		2	655,000,000	52,516,000	298,300,000		304,184,000	1,123,691,160	332,900,000
		計	1,665,000,000	406,016,000	889,100,000		369,884,000	1,551,639,736	492,700,000
都市計画費	名鉄味美駅 周辺整備	元	352,500,000	28,875,000	293,600,000		30,025,000	70,800,000	
		2	767,500,000	20,212,000	672,500,000		74,788,000	852,251,159	53,625,000
		計	1,120,000,000	49,087,000	966,100,000		104,813,000	923,051,159	53,625,000

(単位:円)

績 (B)			比較 (A) - (B)				
の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額の 差	左 の 財 源 内 訳			
定 財 源		一般財源		特 定 財 源			一 般 財 源
地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
28,000,000		4,342,000	102,458,000	30,800,000	65,600,000		6,058,000
143,800,000		92,006,576	479,593,424	162,900,000	353,400,000		△36,706,576
133,500,000		657,291,160	△468,691,160	△280,384,000	164,800,000		△353,107,160
305,300,000		753,639,736	113,360,264	△86,684,000	583,800,000		△383,755,736
		70,800,000	281,700,000	28,875,000	293,600,000		△40,775,000
41,800,000		756,826,159	△84,751,159	△33,413,000	630,700,000		△682,038,159
41,800,000		827,626,159	196,948,841	△4,538,000	924,300,000		△722,813,159

報告第 29 号

令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第 4 号）を専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年度春日井市一般会計補正予算(第4号)を次のとおり専決処分する。

令和3年7月6日

春日井市長 伊 藤 太

令和3年度春日井市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度春日井市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,711千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,191,861千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		18,408,493	28,711	18,437,204
	2 国庫補助金	3,681,857	28,711	3,710,568
歳入合計		110,163,150	28,711	110,191,861

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		47,470,711	28,711	47,499,422
	1 社会福祉費	24,331,297	28,711	24,360,008
歳出合計		110,163,150	28,711	110,191,861

令和 3 年度

春日井市一般会計補正予算（第 4 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

2 補正予算給与費明細書

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	18,408,493	28,711	18,437,204
歳入合計	110,163,150	28,711	110,191,861

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	47,470,711	28,711	47,499,422	28,711				
歳出合計	110,163,150	28,711	110,191,861	28,711				

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
2(項) 国庫補助金	3,681,857	28,711	3,710,568
2(目) 民生費国庫補助金	1,758,788	28,711	1,787,499

(3) 歳 出

3(款) 民生費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1(項) 社会福祉費	24,331,297	28,711	24,360,008	28,711				
1(目) 社会福祉 総務費	7,661,069	28,711	7,689,780	28,711				

節		説明
区分	金額	
3 生活保護費 補助金	28,711	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

節		説明
区分	金額	
2 給料	439	1 人件費 466 会計年度任用職員 1人
3 職員手当等	27	2 生活困窮者自立支援金支給事業 28,245
10 需用費	100	
11 役務費	185	
18 負担金、補助 及び交付金	27,960	需用費の内訳 消耗品費 100

2 補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	2,479 (988)	935,427	7,694,027	5,966,021	14,595,475	2,704,463	17,299,938	
補正前	2,478 (988)	935,427	7,693,588	5,965,994	14,595,009	2,704,463	17,299,472	
比較	1 (0)	0	439	27	466	0	466	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の職員数である。

区分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当
	補正後	227,086	178,862	488,928	122,452	208,856	83,017	643,005
補正前	227,086	178,862	488,901	122,452	208,856	83,017	643,005	97,970
職員手当 等の内訳	比較	0	0	27	0	0	0	0
区分	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	その他
補正後	21,039	400	1,960,694	1,134,027	682,555	1,560	5,210	110,360
補正前	21,039	400	1,960,694	1,134,027	682,555	1,560	5,210	110,360
比較	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	548 (952)	935,427	1,140,111	548,060	2,623,598	315,055	2,938,653	
補 正 前	547 (952)	935,427	1,139,672	548,033	2,623,132	315,055	2,938,187	
比 較	1 (0)	0	439	27	466	0	466	

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の職員数である。

職員手当 等の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当
	補正後			68,420		31,252	8,477	3,955	
	補正前			68,393		31,252	8,477	3,955	
	比 較			27		0	0	0	
等の内訳	区 分	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	そ の 他
	補正後	19		422,778		13,159			
	補正前	19		422,778		13,159			
	比 較	0		0		0			

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	439	給与改定に伴う 増減分			
		昇給に伴う 増加分			
		昇格に伴う 増加分			
		その他の増減分	439	会計年度任用職員に係る 増分	439
職員手当等	27	制度改正に伴う 増減分			
		その他の増減分	27	地 域 手 当	27

報告第 30 号

(仮称) 朝宮公園多目的総合運動広場整備工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、(仮称) 朝宮公園多目的総合運動広場整備工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年9月9日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、(仮称)朝宮公園多目的総合運動広場整備工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和3年7月6日

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 (仮称)朝宮公園多目的総合運動広場整備工事
- 2 契約の相手方 大有・大幸・アサヒ特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市岩野町2丁目13番地20
大有建設株式会社春日井営業所
構成員 春日井市勝川町5丁目31番地2
大幸建設工業株式会社
構成員 春日井市稲口町4丁目19番地3
アサヒビルド株式会社

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	1,247,400,000円	1,272,311,700円